

JPAF 強化指定選手等及び日本代表選手行動規範

(一社) 日本身体障害者アーチェリー連盟

<趣旨・目的>

強化指定選手及び日本代表選手（以下、「強化指定選手等」という。）は、フェアプレーの精神とマナーを尊び、健全な社会人としての品格を保ち、パラアーチェリー競技の向上と発展に貢献するため、日本におけるパラアーチェリー競技の代表者としての誇りと自覚と責任をもって明朗闊達に行動しなければならない。

この規範は、強化指定選手等が遵守すべき基本的な行動規範を定め、ひいてはアーチェリー競技の健全な普及・発展に寄与することを目的とする。

<規範の遵守と内容>

強化指定選手等は、以下の条項を理解し、所定の同意書に署名をし、これを遵守しなければならない。

1. 強化指定選手等は、一般登録選手・連盟社員・スポンサー・ステークホルダー並びに多くの国民やボランティアの理解と支援を得ていること、及び、常に社会から注視されていること・パラアーチャーの憧れであることなどを自覚し、パラアーチェリー競技の牽引者としての行動をとらなければならない。
2. 違法行為、又は反社会的勢力との接触等、強化指定選手等の名誉と信用を損ない、スポーツマンシップに反するような言動をしてはならない。
3. 強化指定選手等は、スポーツ・インテグリティ（スポーツの誠実性・高潔性・健全性）を理解しその確保につとめ、身体的暴力、暴言、いじめ、不合理な差別、ハラスメント行為等を行ってはならない。
4. 強化指定選手等は、ドーピング検査手続きをはじめ、大会への参加規則、登録などの知識及び事務手続きの知識等の理解に努め、また、その期限を遵守しなければならない。強化指定選手等に関わる事務連絡などはすぐに確認し、返信が必要な場合は期日までにすみやかに返信を行い、連絡が取れるように努めること。（遠征等における情報共有手段は別途定める）
5. 強化指定選手等は、連盟により指定された活動・行事（合宿、練習、ミーティング、記

者会見、壮行会・協賛企業挨拶回り・祝賀会等)には必ず参加すること。但し、競技に支障がある等、やむを得ない事情によるものと監督が認めた場合は、この限りではない。

6. 強化指定選手等の活動・行事において、監督により定められた時刻(集合時間、門限等)を厳守すること。

7. 強化指定選手等としての合宿及び大会期間中の宿舎に於いては、チームメイトとの交流は基本的に共有スペースで行うこととし、他の選手の部屋を訪れる際は節度を持つこと。

8. 強化指定選手等は、当連盟が行うプロモーション活動やアーチェリー普及活動・振興活動に報酬等を得ずに協力すること。但し、競技に支障がある等、やむを得ない事情によるものと監督が認めた場合は、この限りではない。

9. 当連盟及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会・日本パラリンピック委員会又は日本代表選手団からの要請があったときは、指定の衣服等を着用すること。

10. 強化指定選手等は、協賛・後援等、支援スポンサー企業等に対して感謝し敬意をはらうこと。

11. 当連盟協賛企業等と競合する所属以外の広告等マーケティング活動を行わないこと。当連盟協賛企業等と所属企業とが競合する場合、強化指定選手等として活動・行事等に参加するにあたっては、当連盟の協賛企業が優先されることを理解すること。

12. ソーシャルメディア(電子掲示板やブログ、ソーシャルブックマーク、カスタマーレビューなどの、インターネットサービス)で自身の経験などを投稿することはできるが、次の事項に注意すること。

- ・法令遵守
- ・自分自身が経験したことについて、一人称、個人的な感想や情報とすること
- ・ジャーナリストの役割をなすものであってはならない。
- ・他の人の写真や他の人を含めた情報を投稿する場合、必ず事前に本人の承諾を得ること。
- ・投稿する内容には自身が責任を負い、他の人の誹謗中傷的な投稿はしないこと。
- ・機密情報を漏洩しない。
- ・NTCなど禁止となっている場所で撮影した情報の公開禁止。
- ・パラリンピックなどの総合国際大会では、その大会の組織委員会のガイドラインに従うこと。

・投稿内容が不安な場合は、監督に確認すること。

※詳細については別途定める。

13. 強化指定選手等は、健康に対する自己管理を行い、感染症や合併症・怪我等、競技に影響が出ると想定されるものが発生した時点で、速やかに監督もしくは強化スタッフへ自己申告すること。（なお監督もしくは強化スタッフは、情報の共有範囲に関しては当該強化指定選手と相談の上決定する。）

14. 強化指定選手等は、自らこの規約に違反した時又は他の競技者がこの規範に違反していることを知った時は、直ちに、本連盟に報告すること。

<違反選手に対する処分>

1. 強化指定選手等が、前記の行動規範に違反したと認められた時は、強化委員会及び理事会の決議を経て、処分を受ける。2. 各種報告に基づき、理事会は、必要に応じて次の処分を行うことができる。

(1) 強化指定選手等の活動・行事に参加することを停止させること。

(2) 強化指定選手等から除外すること。

(3) その他、違反程度に従った処分。

3. 前項の処分に際して、理事会・強化委員会等は、当該選手等からの書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

4. 処分に対する不服申し立てについては、別に定める。

<改廃>

この規範の改廃は、理事会の決議をもって変更することができる。

付則 この規範は、2018年12月10日から施行する。

2019年12月3日 一部改訂

2021年 3月3日 一部改訂

2021年6月27日 一部改訂